



広報

しちのへ

平成21年

1 月号

2009 January No.46

<http://www.town.shichinohe.aomori.jp>



謹賀新年

CONTENTS

- 2~3 _____ 新年のあいさつ
- 4~7 _____ 町政座談会
- 8~9 _____ 保健情報
- 10 _____ まちのできごとあれこれ
- 11~15 _____ 行政のひろば
- 16~19 _____ いきいきひろば
- 20~23 _____ お知らせ



あけまして
おめでとう
ございます

新年の

ごあいさつ



七戸町長
福士 孝 衛

新年明けましておめでとうございます。

町民の皆さまにおかれましては、輝かしい希望に満ちた新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げますと共に、常日ごろから町政の各般にわたる暖かいご理解とご支援に対し、厚くお礼申し上げます。

はじめに、私事で誠に恐縮に存じますが、私は本年

四月をもって、現職を退くことにいたしました。町民皆さまの長年のご協力ご支援に対し、衷心より感謝を申し上げますと共に、任期中は最後の勤めを全力を尽くして頑張る所存でありますのでよろしくお願いいたします。

例えば合併して四年、皆さまのこれまでの一日も早く一体的な町の体制を構築

したいという熱情とご尽力により、各分野で一体化が大きく進みました。また、行財政も健全に安定して運営することができました。

これも一重に皆さまのご理解とご協力の賜物であり、心からお礼申し上げます。しかし、ここに来てアメリカ力発の金融危機が世界的な不況へと発展し、我が国の景気の後退も鮮明となり、極めて憂慮すべき状態となっており、本町においても克服すべき多くの課題を抱えている。新年の船出となりました。

しかも、財政は依然と厳しく、町民の皆さまの要望に対しても厳しい対応しかできない状態ではあります。私は未来を展望し、可能な限り行財政改革を果敢に断行し、無駄を省き、希望のもてる町づくりのため頑張つていく決意をいたしております。

しかし、町づくりは事のほか複雑多岐にわたり、いづれも重要な揺るがせにできないものばかりであります。私は、町づくりの基盤は人材育成にありとの信念で幼児教育・学校教育はも

とより、生涯学習の充実に努めてまいりました。

また、少子高齢化は、人口の減少を招き町の活力の衰退につながることから、安心して暮らせる町の実現に努めるとともに、町民の定住につながる雇用対策、住環境の整備をより一層推進して行くこととしております。

それに、本町の基幹産業であります農林・畜産業と商工業の振興については、平成二十二年十二月開業予定の新幹線を最大限に活用し、大きな発展につなげていかなければならないと考えております。

特に、我が町の農産物は、品質はもとより安心・安全作物として、高く評価され需要が高まっておりますことから、先行きが明るいものがありますので、このような機会を捉え、経営基盤の強化に努め、安全・安心の付加価値の高いこだわりの農産物の生産に努めるとともに、遊休農地を活用した新エネルギーに対応した農産物の生産等に努め農家所得の向上を図り、農業人口の増加に努めてまいります。

また、商工業も郊外の大規模店や人口の減少、少子高齢化などにより、農林業に劣らず厳しい環境にありましたが、新幹線開業を契機に史跡や景観を最大限活用した観光資源の開発や隣接市町村との連携を深め、交流人口の拡大を図ることに、商工業の振興に努めなければならぬと考えております。

思えば我が町は、新幹線をはじめ、上北横断道路、下北縦貫道路等の完成の暁には、上十三地方の高速交通の結節点としての機能を備えることになりました。

この高速交通の結節点としてのポテンシャルを具現化していくことが我々に課された大きな課題でありますが、我が町は、夢と希望にあふれ、大きく発展していく無限の可能性を秘めた町であります。

平成二十一年が、その夢に向かつて着実に前進する年になりますことと、町民の皆さまにとりまして健康で実り多い一年となりますよう心からお祈り申し上げます。新年のご挨拶といたします。

議会を代表し

新年のごあいさつ



七戸町議会議長
田中正樹

ら、地方分権を担うためにも行財政改革を行うことにより、財政健全化を堅持することがより強く求められております。

私も議会は、昨年の六月定例会において、町行政

改革大綱の方針に基づく改革として、平成二十三年四月から議員定数を十八人から二人削減し、十六人とすることにしたところで

す。しかし、このような状況にあっても、町の最重要課題は、やはり東北新幹線駅周辺の整備でございます。平成二十二年十二月の開業まで二年を切り、現在、ハード事業である駅舎工事や関連工事などが順調に進められていくところです。今後、新幹線開業効果を最大限引き出すためのソフト関連事業などの推移を見極めてい

きたいと考えております。

また、上北横断道路が着工されましたが、早期に完成できるように、今後も粘り強く国・県に働きかけていかなければならないと思

います。さらに、懸案でありました七戸小学校体育館の改築工事が進んでおりますが、本年三月上旬に完成する見込みとなりました。

財政がますます厳しくなっていく中、学校教育の充実、人口定住化のための町営住宅の建設、少子化対策のための乳幼児医療制度の改善等、また、基幹産業である農業振興や大型農産物直売所建設並びに商工業振興をはじめ、少子高齢化に対応した各種懸案事項を確実に前進させなければならぬものと思っております。議会の使命と役割は、町

民皆さまのために町行政の政策である予算、条例、重要な契約などを決定しながら、行政の進め方や事業の運営が適正に無駄なく公平に行われているか監視していくことにあります。

本年も課題は山積しておりますが、町民皆さまの負託に応えるため、引き続き全議員そして行政当局と連携を深め、この役割を果たすべく議論して、町民の皆さまに信頼され、開かれた議会を目指してまいりますと存じます。

結びに、本年が町民の皆さまにとりまして、幸せ多い年でありますよう心からお祈りするとともに、併せて相変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げます。新年のご挨拶といたします。

新年明けましておめでとうございます。

町民の皆さまにおかれましては、日ごろから議会活動につきまして深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみますと、景気後退による

収入の減少をはじめ保険料の負担増や原油高騰により家計が圧迫されるなど、誠に騒がしく厳しい一年でありました。

また、町の財政は依然として非常に厳しい状況であり、少子高齢化などによる人口の減少が続いていることか

保健だよ

◎後期高齢者の方へ

平成21年度 特定健診のお知らせ

後期高齢者の特定健診（血液検査・尿検査など）について、町は青森県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施していますが、高血圧、脂質異常症、糖尿病の服薬による治療の方は健診の対象外とされています。

平成20年度は緩和措置として、町の負担で申込者全員に受けていただいていたましたが、平成21年度からは、服薬していない方にのみ特定健診を行います。服薬中の方は、かかりつけの医師のもとで、健康管理することになります。

なお、がん検診（肺、胃、大腸、前立腺、子宮・乳がんの検査）は、これまでどおり受診できます。

制度変更によりご迷惑をおかけしますが、町の健診にご協力、ご理解のほどお願いいたします。



◎インフルエンザの予防

インフルエンザは突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身症状が強いのが特徴です。さらに、小児や高齢者では重症になる傾向があります。

予防と早期の受診が大切です。



インフルエンザに かからないために：

- ① 予防接種を受ける
- ② インフルエンザを防ぐだけでなく、かかってしまった時の症状を軽くします。
- ③ 人ごみを避ける
- ④ 病原体であるウイルスを寄せ付けないようにしましょう。
- ⑤ 栄養と休養を十分にとる
- ⑥ 体力をつけ、抵抗力を高めることで感染しにくくなります。
- ⑦ 適度な温度、湿度を保つ
- ⑧ ウイルスは低温、低温を好むので加湿器などで室内の適度な湿度を保ちましょう。
- ⑨ 手洗い、うがいをする
- ⑩ 手洗いは接触による感染を、うがいのはのどの乾燥を防ぎます。
- ⑪ マスクを着用する
- ⑫ 感染を防ぐためにマスクを着用しましょう。

◎母子健康手帳 交付について

町での妊娠届と母子健康手帳の交付は次のとおりです。

【交付場所】

天間林保健センター

【交付時に必要な物】

① 妊娠届出書

② 妊婦連絡票

③ 保険証

④ 印かん

※①と②は医療機関より発行されます。

【その他】

担当保健師等が面接し、妊婦健診受診票の発行を行います。

★問合せ先

健康福祉課 ☎6814631

七戸保健センターにおける 1月の行事予定について（お知らせ）

日 程	行 事	時 間
7日(水)	転倒骨折予防教室 げんき会	午前8時半～9時半
19日(月)	一般健康相談	午前9時～11時
29日(木)	七病ドック事後指導	午後1時～4時
30日(金)	七病ドック事後指導随時	午後9時～午後4時

上十三保健所健康相談等日程

*利用される方は、受付時間を厳守してください。また、なるべく事前に予約をしてご利用ください。

（場所）上十三保健所（問合せ）☎23-4261

月日	種 別	受付時間	対 象 等
1.7 (水)	HIV(エイズ)に関する相談	13:00~14:00	一般県民
1.20 (火)	女性健康相談	10:00~10:30	思春期から更年期に至る女性
1.21 (水)	C型肝炎検査	10:30~11:30	一般県民
1.21 (水)	HIV(エイズ)に関する相談	13:00~14:00	一般県民
1.27 (火)	骨髄バンク登録相談	10:00~11:00	骨髄バンク登録希望者
1.28 (水)	精神保健福祉相談	13:00~14:00	精神・神経・飲酒等の相談

（場所）三沢市役所 保健相談センター（問合せ）☎52-0707

月日	種 別	受付時間	対 象 等
1.28 (水)	療育相談	継続13:00~14:00 新規14:00~14:30	発達が気になる児童

※一部変更となる場合もありますので、ご了承ください。

～パパ・ママスクールのお知らせ～

今年度第3回目のパパ・ママスクール(両親学級)を開催します。

(対 象) 町に住所を有する妊婦ならびにその夫または家族の方

(日 時) 平成21年1月15日(木) 午後6時～8時30分

*受付時間 午後5時45分～6時

(場 所) 天間林保健センター

(内 容) 沐浴実習、お父さんの妊婦体験、赤ちゃんの心臓の音を聴いてみよう、妊娠中の栄養(夕食試食提供)

(申込み) 1月8日(木)までに申込みください。

(参加には事前の予約が必要です)

※当日は、母子健康手帳をお持ちください。



献血のお知らせ

献血は、健康であればもっとも身近にできるボランティアです。より多くの方のご協力をお願いします。

【期日】 平成21年1月18日(日)

【時間】 午前10時～午後4時

【場所】 ジャスコ七戸店



地域包括支援センターだより

あけましておめでとうございます。
 昨年6月号から連載してきた「認知症を正しく知ろう」も年をまたいで終盤に入ります。
 今月からは、「認知症の方を家族や地域で支えていくために」ということを一緒に考えていきたいと思えます。

認知症を正しく知ろう

－「認知症の方を家族や地域で支えるために」－

◆ステップ1◆ 認知症を受け入れること

も し、あなたにとって一番身近で大切な存在である親や配偶者に認知症の症状が現れた時、あなたはすぐに受け入れられますか？おそらく、多くの人がそのような現実を受け入れることができないでしょう。

今までできていたことができなくなってしまった姿に驚きや戸惑いを受け、そして深い悲しみに暮れることになるでしょう。時にはいらだちから大きな声を上げることも



あるかもしれません。
認 知症は誰にでも起こる可能性のある“脳の病気”だとわかっていても、まさか自分の家族が…、という思いになるのは 誰もが思うごく自然なことです。そして、それはいままで一緒に過ごしてきた時間の分だけその思いを強くしてしまうのです。

しかし、悲しい現実を受け入れられないのは家族だけではありません。それ以上に辛く、苦しい思いをしているのは認知症を発症した本人だということを理解してあげなくてはなりません。



自分が認知症だということは自覚がないことがほとんどですが、自覚があったとしても何かができなかったり、わからなくなったりすることを見せまいととりつくり、自分の衰えに対する不安から感情が不安定になったりします。時には混乱して身近な人を強くせめたりすることもあるかもしれません。このように本人でさえも認知症を受け入れる事は容易な事ではありません。

本 人が、あるいは、自分の大切な家族が認知症であるという現実を受け入れるまでには多くの時間が必要となるでしょう。

その時間は人によっては数年かかる場合もあります。しかし、この「受け入れる

ことこそが認知症の方を支援するために最も大切なことなのです。この一歩を踏み出すには“覚悟”と“勇気”が求められます。

ここでいう“覚悟”とは認知症ととことん付き合っていくという決意であり、“勇気”とは家族が認知症であるということを隠さずに身近な人に相談することができるということです。

◆ステップ2◆ 認知症を理解すること

現 実を受け入れることができ、本人や家族に十分な心の整理ができているのであれば、「認知症」という病気について話し合いの場を作ること



も有効です。
 これは、今、自分たちに起きていることやそれぞれの思いを自分たちの言葉で語ることで、新しい“気づき”が生まれることもあるからです。そしてわからないことを整理できれば、自分たちが何をすればよいかわかってくるのではないのでしょうか。

次回は、家族（親族）の協力から地域へと展開していきます。

七戸町地域包括支援センター
 (天間林保健センター内) ☎68-3500

(1)高齢者世帯	①年齢満65歳以上の単身世帯(ひとり暮らし世帯) ②年齢満65歳以上の方が2人以上いる世帯 ※年齢の基準日 平成20年4月1日
(2)障害者(児)世帯	①知的障害者世帯(愛護手帳Aを持っている方がいる世帯) ②身体障害者世帯(身体障害者手帳1級及び2級を持っている方がいる世帯) ③精神障害者世帯(精神障害者手帳1級を持っている方がいる世帯)
(3)ひとり親世帯	満18歳までの児童を養育している母子又は父子家庭等
(4)生活保護世帯	生活保護費受給世帯

灯油の購入費を助成します
 (七戸町高齢者等灯油購入費助成事業)
 町では、原油や穀物物価の高騰により生活必需品が軒並み上昇し、家計を圧迫していることから、昨年に引き続き、冬期間の暖房に必要な灯油購入費の一部を助成します。
【助成の対象】
 平成20年12月1日以前に転出した場合は、対象となりません。
 平成20年12月1日以前に転出した場合は、町内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯であること。(ただし、平成21年1月1日以前に転出した場合は、対象となりません。)

【助成の要件】
 (1)平成20年度町・県民税非課税世帯であること。
 ※生活を共にしている家族全員が課税されていないこと。
 (2)平成20年12月1日において、対象となる高齢者、障害者(児)等が社会福祉施設、病院等に入所・入院していないこと。
【助成金額】
 1世帯当たり 6,000円
【申請者】
 該当世帯の世帯主(ただし、申請書の提出は代理人でも可)
【申請受付期間及び方法】
 平成21年1月16日(金)までとし、町が配付する申請書に記入、押印のうえ提出してください。
 ※対象と思われる世帯にはあらかじめ申請書を送付しています。申請書が送付されない世帯で対象と思われる方は、お問合せください。
 ※申請書が送付された世帯であっても助成の対象とならない場合もあります。申請書を審査したうえで決定します。
◆持参するもの
 印鑑、本人確認ができる運転免許証、保険証、預金通帳等
 (代理人の場合、代理人確認できる運転免許証、保険証、代理人の印鑑)
【助成方法】
 申請者から申し出のあった金融機関の申請者名義の預金口座に振り込みます。ただし、(株)ゆうちょ銀行(旧日本郵政公社)の口座は除きます。
【申請場所】 本庁舎 社会生活課 七戸庁舎 庶務課
【問合せ先】 社会生活課 ☎68-2114



まちのできごと あれこれ



大規模災害時における応急対策業務を 町建設業共同組合と締結

大規模な事故などの災害で、復旧活動に協力することを目的とした「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」が11月28日、町と建設業協同組合（南亮一代表理事）との間で締結されました。

これにより、地震や豪雨など自然の異常現象などで、大きな災害が発生した場合、町が管理する公共施設などの応急復旧工事が行われ、被害を最小限に食い止めることが可能となります。

南代表理事は「技術を発揮して、災害を最小限にし、ライフラインの確保のため頑張りたいと思います」とあいさつ。富士町長も「災害対策に協力していただけると聞き非常に力強く思います」と期待を寄せていました。

今後、災害などに備えた防災体制が充実されていくことになります。



■協定を交わした建設業協同組合・南代表理事(左)と町長

《あおもりスポーツ拠点づくり推進事業》平成20年度ジュニア育成ベースボールスクール開催



十和田市総合体育センターにおいて12月13日、「ジュニア育成事業ベースボールスクール」が開催され、七戸町出身で元プロ野球選手の橋本武広さんと、埼玉西武ライオンズ細川亨捕手（平内町出身）、上本達之捕手、読売ジャイアンツ工藤隆人外野手（黒石市出身）が子どもたちに指導を行いました。

今年度は（財）青森県体育協会と七戸町体育協会が主催となり、上十三地区の小・中学生あわせて約460人が参加。午前と午後に分かれ、基本のキャッチボールからポジション別の守備、全体での打撃など、現役選手が実技指導を展開しました。参加した子どもたちは、あこがれのプロ野球選手を前に緊張しながらも、少しでも技術を吸収しようと熱心に受講していました。

閉講式では工藤選手が「自分たちが現役のうちに一緒に戦える人がこの中から出ることを楽しみにしています」とエールをおくりました。

■(写真上)橋本武広さんが直接アドバイス

■(写真下)プロ野球選手からの指導を受ける子どもたち

叙勲・褒賞 受賞おめでとうございます

長年にわたる職務に対する功労や社会貢献をたたえる「平成20年秋の叙勲」「青森県褒賞」の受賞者が発表され、叙勲の榮譽に輝きました。受賞者は次の方々です。

旭日双光章
(元七戸町議)



市ノ渡 久治 氏
(野 統)

瑞宝単光章
(元農林水産技官)



成田 光男 氏
(貝ノ口)

瑞宝双光章
(元3等陸佐)



半崎 崇 氏
(野 崎)

青森県褒賞
(町連合消防団長)



附田 儀悦 氏
(附 田)

平成21年2月2日から レジ袋の無料配布を中止します！

ごみ減量とリサイクルを推進する「もったいない・あおもり県民運動」の一環として、平成21年2月2日(月)から県内の主要なスーパーなどで、レジ袋の無料配布取り止め(有料化)が始まります。環境にやさしいライフスタイルへの第一歩としてマイバッグ持参運動にご協力をお願いします。

■実施店 県内のスーパー、ホームセンター、百貨店など24社、231店舗
※総合スーパーや百貨店は、店舗内の一部(食品売り場の集中レジ)で実施。

■実施事業者

【食品スーパー】青森県庁生協、青森県民生協、(株)伊徳、弘南生協、(株)三光、(株)スーパーカケモ、(株)スーパーストア、生協コープあおもり、(有)ファミリーマートさとう、(株)マエダ、マックスバリュ東北(株)、(株)みなとや、(株)ユニバース、(株)よこまち

【総合スーパー】イオンスーパーセンター(株)、イオンリテール(株)
(ジャスコ)、(株)イトーヨーカ堂

【百貨店】(株)中合三春屋、(株)中三、さくら野東北(株)

【ホームセンター】(株)コメリ、(株)サンデー、(株)サンワドー

【クリーニング店】東洋社企業組合

詳しくは、県庁ホームページ
(<http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/rejibukuro.html>) をご覧になるか、青森県環境政策課(☎017-734-9249)までお問い合わせください。



◆民生委員児童委員の紹介◆

はじめまして！よろしく申し上げます。

七戸町民生委員児童委員協議会(花松洋三会長、定数52人)で欠員となっていた民生委員児童委員2人のうち1人が決定し、12月2日、福士町長から委嘱状が伝達されました。

新たに委嘱を受けたのは天間林地区の寺沢、石沢、一本木、舟場向を担当する築田チヨエさん。民生委員は地域住民の福祉を支援するボランティアであり、また、子どもに関わる問題を担当する児童委員も兼ねています。

秘密は守られますので、どんな小さな困りごとでもお気軽にご相談ください。



築田チヨエさん

子ども虐待について

「しつけ?」「虐待?」

「親の意図ではなく、子どもにとって有害か」

「どうかで判断する」

多くの場合、虐待をしている親は自分の行為を「しつけ」だと主張します。しかし、重要なポイントは親が「しつけ」だと思っ
ていても、その行為が子ども
の心身を傷つけるものであれば「虐待」である
ということです。つまり、「しつけ」と「虐待」
の違いは、親の意図ではなく、子どもにとって有害かどうかで判断される
ものなのです。

子どもの泣き声が絶えない、服装がいつも汚れている…虐待かな?

と思われる子どもを見つけたときは、

社会生活課

☎6812114

へ連絡してください。

所得の申告を忘れずに

前半を七戸地区 後半を天間林地区で実施

平成20年分の所得税と町・県民税の申告相談が、七戸地区では2月6日から2月26日まで、天間林地区では3月2日から3月16日まで行われます。(土・日・祝祭日を除く)

公正な課税を行ううえで非常に大切なものですので、忘れずに申告してください。なお町では、混雑をさけるため地区別に相談日を指定していますので、ご協力をお願いします。地区別相談日は申告相談日程表のとおりです。(若干変更になる場合があります)後日、申告相談についての案内はがきを世帯毎に郵送いたします。

※指定日でない日に来られた方は、順番が遅れることがありますのであらかじめご了承ください。

申告の必要な人

平成21年1月1日現在、当町に住所があり、次に該当する人は申告が必要です。

- ① 各種事業を営んでいる人
 - ② 地代、家賃収入のある人
 - ③ 給与所得者で年末調整を受けていない人
 - ④ 年金所得のある人
 - ⑤ 医療費控除や雑損控除などの各種控除を受ける人
 - ⑥ 土地や建物を買った人
- なお、青色申告者や和田税務署から確定申告の日時を指定されている人は、役場で申告する必要はありません。

申告に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 所得税の確定申告書用紙(税務署から郵送されたものがある場合)
- ③ 平成20年中に勤めた事業所から交付された源泉徴収票と経費のわかるもの(領収書等)
- ④ 平成20年中に支払った医療費や各種保険料(国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、生命保険料、地震保険料など)の領収書や証明書
- ⑤ 農業所得で各種制度資金を借りている人は、平成20年中に返済した利息の領収書、米穀や各種野菜の出荷証明書、または入庫伝票等、農

《受付時間》

午前8時30分～11時
午後1時～3時30分

《会場》

七戸地区
七戸庁舎3階 大会議室

天間林地区

本庁舎2階
第1・2・3会議室

七戸地区申告相談日程表

月日	曜日	対象地区
2月6日	(金)	城内、下町
2月9日	(月)	城内、東大町、横町、南浦
2月10日	(火)	新町、上川向、川原町
2月12日	(木)	柏葉町、新川原、袋町
2月13日	(金)	下川向、小川町、川去、横長根
2月16日	(月)	大池、荒熊内、大沢
2月17日	(火)	倉岡川目、荒中見
2月18日	(水)	上川目、荒中見
2月19日	(木)	上川目、道地川目
2月20日	(金)	道地川目、野沼寺
2月23日	(月)	向町、牧場、作田川目
2月24日	(火)	向町、蒼前
2月25日	(水)	舘野
2月26日	(木)	上町

還付申告をする人

業用機械の修理の領収書、雇入及び委託作業のある場合は領収書または作業日報

⑥ 所得税の還付や振替納税を行う場合は銀行の口座番号

申告しないと

住宅ローンで家屋を取得、または増築した人(一定の要件が必要となります)や、おおむね10万円を超える医療費を支払った人、年の途中で退職し、年末調整を受けていな

人は、所得税が還付される場合がありますので、相談してください。還付申告には各種領収書や証明書、源泉徴収票が必要となります。

申告をしないと、所得証明など税金に関する一切の証明書の交付が受けられなくなるなど、大変困ることになりますので申告は忘れずに済ませましょう。

税 務 課

問合せ先 ☎68-2113 E-mail:zeimu01@town.shichinohe.aomori.jp

自分で書いて郵送で!

税務署では、申告納税制度の趣旨から、確定申告書等の『自書申告』を推進しております。

税務署においても、ご自分で申告書などを記載していただくための相談体制をとっておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、自分で記載して、できあがった申告書などは、お早めに郵送等で提出してください。

贈与税の申告

平成20年中に土地や建物を寄与、または贈与を受けた人の贈与税の申告は、2月2日から直接、十和田税務署で行ってください。

消費税の申告

個人事業者の平成20年分の消費税・地方消費税の確定申告書の提出期限は、3月31日です。平成18年分の課税売上高が1千万円を超えている方

は、平成20年分の課税事業者として消費税・地方消費税の申告が必要です。

土地等の譲渡所得の申告など

土地や家屋などの資産を譲渡し、利益が発生した場合に、その翌年の確定申告期間中に所得税の確定申告が必要となります。

この土地等の譲渡所得の申告にあたっては、確定申告書第一表及び、第二表のほか、第三表と「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書【土地・建物用】）」が必要となります。

これらの申告書等の用紙は、税務署の窓口にて備え付けておりますが、ご自宅や事務所のパソコンで、インターネットをご利用であれば、国税庁ホームページの「申告・納税手続」の「確定申告等情報」に申告書の様式を掲載しておりますので、用紙の印刷も可能です。

そのほか、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力することにより、所得税の申告書が自

天間林地区申告相談日程表

月 日	曜日	対 象 地 区
3月2日	(月)	上原子1、上原子2、白石、栗ノ木沢、白金、原子、向原子、尾山頭、金沢、金木、黄金
3月3日	(火)	柳平、蒼前1、蒼前2、後平、曙、馬込、農場、坪1、坪2、坪3、小又、旭
3月4日	(水)	道ノ上、森ノ上
3月5日	(木)	森ノ上、底田、市ノ渡、疍1、疍2、十枝内1、十枝内2、夏間木1、夏間木2、大沢、松ヶ沢、向中野、長下
3月6日	(金)	中野、鳥谷部、栄、手代森、原久保、諏訪、狐久保、十字路
3月9日	(月)	天間1、中嶋、森中、桜木、協和、団地（千鳥・長下・中野・けやき・ききよう）
3月10日	(火)	天間2、天間3、天間4、一本木、寺沢、石沢、舟場向
3月11日	(水)	上野崎、下野崎、花松、長沢、中岫、附田、昭和、貝塚
3月12日	(木)	榎林1、榎林2、榎林3
3月13日	(金)	二ツ森、李沢、甲田
3月16日	(月)	指定日に申告出来なかった方

10月31日から税務証明書請求にも**本人確認及び委任確認**が必要になります。

税務証明書交付時に、本人・代理人にかかわらず、税務課及び庶務課窓口において本人確認を行います。申請時には、下記の『本人確認書類』が必要となりますので、提示のご協力をお願いします。

◎対象となる証明書

所得・資産・納税証明書等

◎本人確認書類

運転免許証・住民基本台帳カード・パスポート・健康保険被保険者証 など

※軽自動車税納税証明書（車検用）の場合、車検証の写しも必要です。

※法人の場合、代表者印の押印も必要です。

■詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。
税務課☎68-2113・庶務課☎62-2111

問合せ
税 務 課

☎68-2113

十和田税務署

☎23-3153

平成21年度保育所(園)入所園児募集

【対象児童】

共働き(外勤、内勤、自営業、農業)、病気、出産、同居親族を常時介護しているなどの理由で、家庭で保育できない児童。ただし、平成20年度に入所している児童で、来年度も継続する場合は申込書の提出は必要ありません。

【受付期間】平成21年1月5日(月)～1月30日(金)まで

【町内の保育所(園)】

保育所(園)名	所在地	電話番号	保育時間
道ノ上保育所	森ヶ沢280-1	68-2047	7時～19時
城南保育園	天神林19-2	62-3095	7時～19時
城北保育園	蛇坂57-57	62-2090	7時～19時
明照保育園	町7	62-3223	7時～19時
榎林保育園	榎林家ノ後40	68-2042	7時～19時
天間みどり保育園	舟場向川久保5-95	68-2142	7時～19時
平成20年度 保 育 料	3歳未満児最高額 32,000円 3歳以上児最高額 29,000円 前年分の所得税、前年度の住民税により算定		
施 設 見 学	いつでも各保育所の施設見学はできます。		

【申込書類】

入園申込書、家庭状況調査書、父・母の雇用証明書、自営業・農業従事者は、地区の民生委員の証明書、病気・出産の場合はそれぞれ証明できるもの。

【申込方法】

申込書類は、各保育所(園)、社会生活課、七戸庁舎庶務課にありますので、記入・押印のうえ、社会生活課、七戸庁舎庶務課に提出してください。入所決定については2月中に通知します。

【問合せ先】社会生活課 ☎68-2114

七戸町立道ノ上保育所 民間移譲先法人決定について

町議会12月定例会において、「七戸町立保育所設置条例を廃止する条例」が可決されたことに伴い、町立道ノ上保育所を平成21年3月31日で廃止し、下記のとおり移譲することが決まりましたのでお知らせします。

移譲先保育所	移譲先法人名	移譲年月日
七戸町立道ノ上保育所	社会福祉法人七戸美光園 理事長 後藤辰雄	平成21年4月1日

ホワイトバトル2009 in しちのへ

○日 時 平成21年2月1日(日)
午前9時 試合開始

○場 所 七戸町中央公園特設会場

部 門	チーム数	参加料
小学生低学年(3年生以下)	8	3,000円
小学生高学年(4年生以上)	24	
レディース(中学生以上)	8	5,000円
一般(中学生以上)	36	

○申込期限 平成21年1月16日(金)

※上記チーム数になり次第締め切ります。

○問合せ先 七戸庁舎 商工観光課 ☎62-9703

参加チーム大募集!



◆上下水道課からのお知らせ

凍結防止対策を忘れずに！！

冬期間になると、水道管が凍り破裂する恐れがあります。天気予報をこまめにチェックして凍結防止の準備をしてください。

こんな時は特に注意をしてください。

- 寒波がきているとき
- 旅行などで家を留守にして、長期間水道を使用しないとき
- 一日中、外気温が氷点下の「真冬日」が続くとき

水道管の凍結を防ぐには？

- 露出している管を保温材・毛布などで覆う
- 水抜き栓で水道管内の水を抜く
(水抜き栓の操作は、中途半端に行くと漏水の恐れがあります。ハンドルが動かなくなるまで回しましょう)

平成20年4月から水道料金改定に伴い、開栓状態であると水を使用していなくても基本料金がかかります。

Q. 開栓・閉栓ってなんのこと？

A. 開栓状態とは・・・通常いつでも水道を使用できるようにメーター前の止水栓を開けている状態のことを言います。

A. 閉栓状態とは・・・長期間水道を使用しない時などにメーター前の止水栓を止めて水が出ない状態にしておくことを言います。閉栓をするためには上下水道課へ電話などによりお申込みください。

◆詳しいことは、上下水道課まで ☎62-6243

◆建設課からのお知らせ ☎62-6244

除雪作業員も一生懸命がんばっています。 除雪作業にご協力を！

深夜作業・通行規制にご理解・ご協力を。

除雪及び排雪作業は交通渋滞をひきおこさないために、交通量の少なくなった夜間、早朝に行われます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

また、迅速・安全に進めるために一時通行止めにする場合があります。



路上駐車はやめましょう。

路上の駐停車は除雪の妨げになります。決められた場所以外での駐停車はやめましょう。

また、故障などでやむをえず路上に置くときは、目印に赤旗等を立ててください。



作業中の除雪車には30m以内に近寄らないでください。

除雪車は重機械であり、前後10メートル位は死角となります。また、雪の中に混じっている碎石、ガラス等が飛び散る場合もありますので30メートル以内には近寄らないようにお願いします。



道路に雪を捨てないでください。

除雪車でよせた雪を道路に戻したり、各家庭の雪を道路に押し出したりしないでください。

また、宅地の進入路などに敷いてある鉄板は除雪作業中の事故につながりますので、冬期間は撤去してください。

